（漁業協同組合等の信用事業等に関する命令の一部改正）

第二条　漁業協同組合等の信用事業等に関する命令（平成五年大蔵省農林水産省令第二号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

改正後	改正前
（特定投資家として取り扱うよう申し出ることができる個人） **第七条の十五**　準用金融商品取引法第三十四条の四第一項第二号の主務省令で定める要件は、次に掲げる要件の全てに該当することとする。 一　［略］ 二　取引の状況その他の事情から合理的に判断して、承諾日における申出者の資産（次に掲げるものに限る。）の合計額が三億円以上になると見込まれること。 イ　有価証券（ホに掲げるもの及びヘに掲げるもの（不動産特定共同事業法（平成六年法律第七十七号）第二条第九項に規定する特例事業者と締結したものに限る。）を除く。） ［ロ～ト　略］ 三　［略］ 備考　表中の［　］の記載は注記である。	（特定投資家として取り扱うよう申し出ることができる個人） **第七条の十五**　準用金融商品取引法第三十四条の四第一項第二号の主務省令で定める要件は、次に掲げる要件の全てに該当することとする。 一　［同上］ 二　取引の状況その他の事情から合理的に判断して、承諾日における申出者の資産（次に掲げるものに限る。）の合計額が三億円以上になると見込まれること。 イ　有価証券（ホに掲げるもの及びヘに掲げるもの（不動産特定共同事業法（平成六年法律第七十七号）第二条第七項に規定する特例事業者と締結したものに限る。）を除く。） ［ロ～ト　同上］ 三　［同上］

（農林中央金庫法施行規則の一部改正）

第三条　農林中央金庫法施行規則（平成十三年内閣府農林水産省令第十六号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

改正後	改正前
（特定投資家として取り扱うよう申し出ることができる個人） **第八十五条の十二**　準用金融商品取引法第三十四条の四第一項第二号の主務省令で定める要件は、次に掲げる要件の全てに該当することとする。 一　［略］	（特定投資家として取り扱うよう申し出ることができる個人） **第八十五条の十二**　準用金融商品取引法第三十四条の四第一項第二号の主務省令で定める要件は、次に掲げる要件の全てに該当することとする。 一　［同上］
二　取引の状況その他の事情から合理的に判断して、承諾日における申出者の資産（次に掲げるものに限る。）の合計額が三億円以上になると見込まれること。 イ　有価証券（ホに掲げるもの及びヘに掲げるもの（不動産特定共同事業法（平成六年法律第七十七号）第二条第九項に規定する特例事業者と締結したものに限る。）を除く。） ［ロ～ト　略］ 三　［略］ 備考　表中の［　］の記載は注記である。	二　取引の状況その他の事情から合理的に判断して、承諾日における申出者の資産（次に掲げるものに限る。）の合計額が三億円以上になると見込まれること。 イ　有価証券（ホに掲げるもの及びヘに掲げるもの（不動産特定共同事業法（平成六年法律第七十七号）第二条第七項に規定する特例事業者と締結したものに限る。）を除く。） ［ロ～ト　同上］ 三　［同上］

附　則

この命令は、不動産特定共同事業法の一部を改正する法律の施行の日（平成二十九年十二月一日）から施行する。

省　令

○厚生労働省令第百二十九号

再生医療等の安全性の確保等に関する法律（平成二十五年法律第八十五号。以下「法」という。）第二十五条の規定に基づき、再生医療等の安全性の確保等に関する法律施行規則の一部を改正する省令を次のように定める。

平成二十九年十一月三十日　　厚生労働大臣　加藤　勝信

再生医療等の安全性の確保等に関する法律施行規則の一部を改正する省令

再生医療等の安全性の確保等に関する法律施行規則（平成二十六年厚生労働省令第百十号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改め、改正前欄及び改正後欄に対応して掲げるその標記部分に二重傍線を付した規定（以下「対象規定」という。）は、改正後欄に掲げる対象規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを加える。

改正後	改正前
目次 第一章　（略） 第二章　（略） 第一節　（略） 第二節　再生医療等提供計画（第二十七条―第三十一条の二） 第三節　（略） 第三章～第六章　（略） 附則	目次 第一章　（略） 第二章　（略） 第一節　（略） 第二節　再生医療等提供計画（第二十七条―第三十一条） 第三節　（略） 第三章～第六章　（略） 附則